

別紙1

2 評価基準等と自己判定の留意点

※修正部分のみ抜粋

基準項目2－5. 学修環境の整備

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
①校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理	<input type="checkbox"/> 教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設などの施設・設備を適切に整備し、かつ有効に活用しているか。
②実習施設、図書館等の有効活用	<input type="checkbox"/> 教育目的の達成のために、快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか。 <input type="checkbox"/> 適切な規模の図書館を有しており、かつ、十分な学術情報資料を確保しているか。開館時間を含め図書館を十分に利用できる環境を整備しているか。 <input type="checkbox"/> 教育目的の達成のため、コンピュータなどの ICT 環境 IT 施設を適切に整備しているか。
③バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性	<input type="checkbox"/> 施設・設備の利便性（バリアフリーなど）に配慮しているか。
④授業を行う学生数の適切な管理	<input type="checkbox"/> 授業を行う学生数（クラスサイズなど）は教育効果を十分上げられるような人数となっているか。
基準項目全体に関わる自己判定の留意点☑	
<input type="checkbox"/> 施設・設備の安全性（耐震など）を確保しているか。	

基準項目3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
①教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知	<input type="checkbox"/> 教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか。
②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知	<input type="checkbox"/> ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、 周知の上 、厳正に適用しているか。
③単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用	

関連する参照法令等

- ・学校教育法第 87 条 (修業年限)、第 88 条 (相当期間の修業年限への通算)、第 89 条 (修業年限の特例)、第 104 条 (学位)、第 105 条 (証明書の交付)
- ・学校教育法施行規則第 4 条 (学則の記載事項)、第 146 条 (修業年限の通算)、第 147 条 (修業年限の特例による卒業認定の要件)、第 148 条 (修業年限が四年を超える学部
の在学期間)、第 149 条 (在学期間の通算)、第 163 条の 2 (学修証明書の交付)、第 164 条 (特別の課程及び履修証明書)、第 165 条の 2 (方針の策定)、第 172 条の 2 (情報の公表)、第 173 条 (準用規定)
- ・大学設置基準第 21 条 (単位)、第 25 条の 2 (成績評価基準等の明示等)、第 27 条 (単位の授与)、**第 27 条の 3 (連携開設科目に係る単位の認定)**、第 28 条 (他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等)、第 29 条 (大学以外の教育施設等における学修)、第 30 条 (入学前の既修得単位等の認定)、第 31 条 (科目等履修生等)、第 32 条 (卒業の要件)、第 33 条 (授業時間制をとる場合の特例)、第 44 条 (共同教育課程に係る単位の認定)、第 45 条 (共同学科に係る卒業の要件)
- ・学位規則第 2 条 (学士の学位授与の要件)、第 10 条 (専攻分野の名称)、第 10 条の 2 (共同教育課程に係る学位授与の方法)、第 13 条 (学位規程)

基準項目3－2. 教育課程及び教授方法

関連する参照法令等

- ・学校教育法第92条（学長、教授その他の職員）、第113条（教育研究活動状況の公表）
- ・学校教育法施行規則第4条（学則の記載事項）、第24条（指導要録の作成）、第28条（表簿）、第163条（学年の始期及び終期）、第165条の2（方針の策定）、第172条の2（情報の公表）
- ・大学設置基準第6条（学部以外の基本組織）、第7条（教員組織）、第10条（授業科目の担当）、第10条の2（専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員）、第11条（授業を担当しない教員）、第12条（専任教員）、第13条（専任教員数）、第14条（教授の資格）、第15条（准教授の資格）、第16条（講師の資格）、第16条の2（助教の資格）、第17条（助手の資格）、第19条（教育課程の編成方針）、**第19条の2（連携開設科目）**、第20条（教育課程の編成方法）、第22条（一年間の授業期間）、第23条（各授業科目の授業期間）、第25条（授業の方法）、第25条の3（教育内容等の改善のための組織的な研修等）、第26条（昼夜開講制）、第27条の2（履修科目の登録の上限）、第30条の2（長期にわたる教育課程の履修）、第31条（科目等履修生等）、第42条の3の2（学部等関係課程実施基本組織）、第43条（共同教育課程の編成）、第46条（共同学科に係る専任教員数）、第49条の2（工学に関する学部の教育課程の編成）、第60条（段階的整備）

基準項目5－2. 理事会の機能

関連する参照法令等

- ・私立学校法第35条（役員）、第35条の2（学校法人と役員との関係）、第36条（理事会）、第37条（役員の職務等）、第38条（役員の選任）、第39条（役員の兼職禁止）、第40条（役員の補充）、第44条の2（役員の学校法人に対する損害賠償責任）、第44条の3（役員の第三者に対する損害賠償責任）、第44条の4（役員の連帯責任）、**第44条の5（一般社団・財団法人法の規定の準用）**、第48条（報酬等）

基準項目5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

関連する参照法令等

- ・私立学校法第35条（役員）、第35条の2（学校法人と役員との関係）、第37条（役員の職務等）、**【第41条、第42条、第43条（評議員会）】**、第44条（評議員の選任）、第44条の2（役員の学校法人に対する損害賠償責任）、第44条の3（役員の第三者に対する損害賠償責任）、第44条の4（役員の連帯責任）、**第44条の5（一般社団・財団法人法の規定の準用）**、第46条（評議員会に対する決算等の報告）、第48条（報酬等）

基準項目5－5. 会計

エビデンスの例示

- ・監事の監査報告書、理事会議事録（評議員会を含む）
- ・**経理に関する規則**
- ・資産運用に関する規則